## 熊本県告示第524号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字井手ノ谷 28 の 1、28 の 2、字保口 671、字向石場 2755 の 1、2755 の 2、2756
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに 中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第 525 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林 の指定をする。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷

- 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字向江山 1254 の 1 (次の図に示す部 分に限る。)、1254の3、1254の5、1254の6、1323の2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向江山 1254 の 1 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第526号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により次の指定居宅支 援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
くんわ知的障害者居宅介護	社会福祉法人 治誠会	平成 16 年	43000200185113	知的障害者
事業所	阿蘇郡阿蘇町大字黒川 431 番	3月31日		居宅介護
阿蘇郡阿蘇町大字三久保	地			
641 番地 2	高森 治生			

## 熊本県告示第 527 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業 者から廃止の届出があった。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
くんわ障害児居宅介護事業	社会福祉法人 治誠会	平成 16 年	43000300114112	児童居宅介
所	阿蘇郡阿蘇町大字黒川 431 番	3月31日		護
阿蘇郡阿蘇町大字三久保	地			
641 番地 2	高森 治生			